

※資料の正誤（新旧対照表においても同様）

- 1 資料 77 ページ前から 23 行目
【誤】 第一項
【正】 第一号
- 2 資料 78 ページ前から 21 行目及び 22 行目
【誤】 「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」
【正】 「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」
- 3 資料 78 ページ前から 27 行目及び 28 行目
【誤】 「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」
【正】 「「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」
- 4 資料 79 ページ前から 23 行目
【誤】 「運賃等」
【正】 「定期券の運賃等」
- 5 資料 79 ページ前から 27 行目及び 28 行目
【誤】 （その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は
【正】 又は
- 6 資料 79 ページ前から 33 行目
【誤】 「運賃等」
【正】 「定期券の運賃等」
- 7 資料 80 ページ前から 7 行目及び 8 行目
【誤】、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め
【正】 改め
- 8 資料 80 ページ前から 15 行目及び 16 行目
【誤】 「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」
【正】 「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」
- 9 資料 108 ページ前から 4 行目及び 5 行目
【誤】 「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」
【正】 「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）が」
- 10 資料 108 ページ前から 12 行目
【誤】 「伴い」と
【正】 「事由発生に伴い」と

- 11 資料 120 ページ前から 26 行目
【誤】当該基本額
【正】条例第三条第三項のその基本額
- 12 資料 120 ページ前から 27 行目及び 28 行目
【誤】百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た
【正】一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた
- 13 資料 120 ページ前から 29 行目
【誤】合計額」に
【正】合計額」に改め
- 14 資料 120 ページ前から 30 行目
【誤】当該基本額
【正】条例第三条第三項のその基本額
- 15 資料 120 ページ前から 31 行目及び 32 行目
【誤】十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た
【正】一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた
- 16 資料 120 ページ前から 34 行目
【誤】十円
【正】一円